

設 計 書

鹿沼市消防署栗野分署非常用発電機燃料小出槽設置工事

場 所 鹿沼市 口栗野
工 期 令和8年12月4日 まで

設 計 概 要

既存非常用発電機用の燃料小出槽を新設し、72時間以上発電機が稼働できる燃料を保有できるようにするもの

- ・燃料小出槽設置工事
- ・既存発電機改造工事、新設燃料小出槽接続工事
- ・上記に伴う仮設発電機設置工事、電源切替工事

検算者

担当者

鹿 沼 市 役 所

(甲-1)

設 計 書

	変更前回実施			変 更 今 回		
設計金額	設	工 事 価 格		設	工 事 価 格	
内訳	計	消 費 税		計	消 費 税	
工事価格	額	請 負 工 事 費		額	請 負 工 事 費	
消費税相当額	請	請 負 価 格		請	請 負 価 格	
	負	消 費 税		負	消 費 税	
	額	請 負 代 金		額	請 負 代 金	
	請 負 率			増減額		
	変更理由					

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

電気設備工事 細目別内訳

発電機改修工事		直接仮設費		直接仮設工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
仮設用発電機 自動始動切替盤	1φ3W 200/100V21kVA以上 切替器175A以上 納入・引取、搬入・設置・調整、試 運転・取扱指導、設置期間2週間程度	1	式			
自動始動切替盤用 単管フレーム	自動始動切替盤の固定共	1	組			
小計						
仮設配線						
波付硬質合成 樹脂管 (FEP)	(30)	9	m			
波付硬質合成 樹脂管 (FEP)	(50)	9	m			
EM-CETケーブル	60mm ² FEP内 (PF・CD)	9	m			
EM-CETケーブル	60mm ² ビット・天井	8	m			
600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線 (EM-IE) (PF管内)	14mm ²	9	m			
600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線 (EM-IE)	14mm ²	4	m			
EM-CEEケーブル	1.25mm ² - 20C FEP内 (PF・CD)	9	m			
引込開閉器 仮設切替・復旧		1	式			
PL-1 仮設切替・復旧		1	式			
小計						

電気設備工事 細目別内訳

発電機改修工事		直接仮設費		直接仮設工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
仮設配線撤去						
波付硬質合成樹脂管 (FEP)	(30) 再使用しない	9	m			
波付硬質合成樹脂管 (FEP)	(50) 再使用しない	9	m			
EM-CETケーブル	60mm2 FEP内 (PF・CD)	9	m			
EM-CETケーブル	60mm2 ヒット・天井	8	m			
600V絶縁電線撤去	14mm2 × 1本 再使用しない	9	m			
600V絶縁電線 (PF管内) 撤去	14mm2 × 1本 再使用しない	4	m			
EM-CEEケーブル	1.25mm2- 20C FEP内 (PF・CD)	9	m			
自動始動切替盤取外し	自動始動切替盤用 単管フレーム共	1	面			
小計						
計						

電気設備工事 細目別内訳

発電機改修工事		発電設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
燃料小出槽 950L	架台溶融亜鉛メッキ 国土交通省仕様 設計図面E-03参照	1	式			
既存発電機現地改造	別置き燃料タンク仕様への改造 発電装置内配管、燃料管、フレキ管 、接続管、接続管金具、塞ぎプラグ 共、油面低下警報追加、既存搭載タンク 使用不可処理、ベース穴開け加工 、配管改造作業、燃料抜き等	1	式			
搬入据付		1	式			
輸送費		1	式			
試運転 消防検査立合		1	式			
法定福利費		1	式			
小計						
油・配管用 炭素鋼鋼管(黒)	溶接接合 屋外 15A	16	m			
配管用 炭素鋼鋼管(黒管) 塗装	露出(油) 15A	16	m			
油・配管用 炭素鋼鋼管(黒)	溶接接合 屋外 20A	2	m			
配管用 炭素鋼鋼管(黒管) 塗装	露出(油) 20A	2	m			
油・配管用 炭素鋼鋼管(黒)	溶接接合 屋外 32A	1	m			
配管用 炭素鋼鋼管(黒管) 塗装	露出(油) 32A	1	m			
ステンレス鋼仕切弁	10K(ねじ) 15A(内ねじ)	2	個			

電気設備工事 細目別内訳

発電機改修工事		発電設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ステンレス鋼ボール弁	10K(ねじ) 20A	1	個			
ステンレス鋼仕切弁	10K(ねじ) 25A(内ねじ)	1	個			
フレキシブルジョイント	ステンレス製 15A	4	本			
フレキシブルジョイント	ステンレス製 32A	1	本			
油用通気金物	32A	1	個			
試運転用軽油	現地給油	950	L			
小計						
EM-CEEケーブル	2mm2- 3C 管内	4	m			
EM-CEEケーブル	2mm2- 3C 盤内	2	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管(内外溶融亜鉛メッキ) 16mm	4	m			
金属製可とう電線 管	17mm ビニル被覆有・防水	3	か所			
基礎ブロック	L150	2	個			
小計						
計						

建築工事仕様書

令和8年5月1日適用

I 共通仕様

1. 工事積算について

本工事の積算は、栃木県県土整備部発行の建築工事積算基準 令和8年4月1日改定(改修電気設備工事)による。

共通費算出の為の工期は1.5カ月とする。

新設材の加工等により発生するスクラップの控除価格は、一般工事として共通費等を算出する。

撤去および解体により発生する有価物の控除価格は、共通仮設費、現場管理費および一般管理費の対象外として共通費等を算出する。

2. 工事仕様について

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書(質問回答書含む)に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」により施工するものとする。

最新情報及び改訂版等の管理は適宜行い、内容等に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

3. 下請業者の選定

受注者は、一次下請業者を選定する際、当該建設業者の社会保険等加入状況を確認のうえ、社会保険等に加入している建設業者を選定しなければならない。なお、二次下請以下の建設業者についても、原則、社会保険等に加入している建設業者を選定すること。

4. 成果品の電子納品について

受注者は、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン」を遵守のうえ、成果品を電子納品すること。

5. 工事看板の設置基準について

工事看板の設置基準は、以下の URL を参照すること。

○鹿沼市 HP: <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/manage/contents/upload/57d9000a825fd.pdf>

6. 提出書類

受注者は、工事資料の作成にあたって別紙の鹿沼市工事資料一覧表を参照すること。

II 特記仕様

1. 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事において法定外の労災保険に付さなければならない。法定外の労災保険とは、業務や通勤に起因した労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して、労働者災害補償保険法(労災保険法)による労災補償給付とは別に、企業が独自の立場から補償給付の上積みを行うための保険をいう。

2. 週休2日制工事

本工事は、「通期の週休2日」に取り組むことを前提とした発注者指定型の営繕工事である。受注者は契約後、「週休2日制工事の実施計画書(様式第1号)」により発注者と協議したうえで週休2日制工事に取り組むこと。

3. 契約保証費について

本工事は、契約保証費を含む。

4. 安全対策と工期について

施工にあたっては近隣及び通行人等安全面に十分注意した工事計画を立て、作業ごとに作業期間や作業手順等を明確にした工程表を作成し承諾を受けること。
また、監督職員との工程管理協議を密にし極力工期短縮に努めること。

5. 工場製作のみが行われている期間について

本工事では、燃料小出槽の工場製作のみが行われている期間が生じることを想定している。

工場製作のみが行われている期間は、共通費算出の為の工期に含めない。共通費算出の為の工期は1.5カ月とする。また、工場製作のみが行われている期間は週休2日制工事の対象期間に含めない。

工事工期は令和8年12月4日までとする。

6. 現場作業期間及び施工条件について

- (1) 施工にあたっては市監督員、消防署栗野分署および消防本部職員と連絡・調整を行い、24時間365日稼働している消防署栗野分署の業務に支障をきたさぬよう、十分注意した工事計画を立て、作業期間や作業手順等を明確にした工程表を作成し承諾を受けること。
- (2) 本工事は消防署栗野分署の業務と並行しながらの作業になるため、現場の事前調査及び施工の安全面にも十分注意すること。
- (3) 大型車等の利用の際には十分注意するとともに、緊急車両等の出入庫に十分注意すること。

7. 猛暑による作業不能日数について

本工事では、猛暑による作業不能日数を7日見込んでいる。

鹿沼市工事資料一覧表(営繕工事)

※1 1. 提出書類

No.	工事資料名	1000万円未満	検査資料	1000万円以上	検査資料	備考
1	施工体系図	△	△	△	△	建24-7、建則14の6
2	施工体制台帳	△	△	△	△	建24-7、建則14の6
3	工事部分下請通知書	○	●	○	●	契9
4	再生資源利用・利促進(実施)書(計画書は施工計画書)、データ※5	○	●	○	●	リサイクル法
5	建設副産物処理承認申請書・同処理調書(産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と契約書写し、処理場等書類と写真添付)	○	●	○	●	特記仕様書
6	設計図書照査表	○	●	○	●	契19
7	実施工管理図表(月毎及び完成時)	○	●	○	●	標準仕様書、契13
8	総合施工計画書	○※2	●	○	●	標準仕様書
9	工種別施工計画書(施工要領書)	○	●	○	●	標準仕様書
10	工種別施工報告書	○	●	○	●	標準仕様書
11	工事打合せ簿	○	●	○	●	契11の2、11の4
12	工事写真 ※6	○	●	○	●	契16、鹿沼市電子納品ガイドライン
13	材料機器承諾図	○	●	○	●	契15
14	主要資材(及び機器)数量比較調書	○	●	○	●	標準仕様書
15	施工図・見本・カタログ等見本帳	○	●	○	●	標準仕様書
16	工事検査記録	○	●	○	●	標準仕様書
17	工事材料試験検査記録	○	●	○	●	標準仕様書
18	製品の立会い検査願	△	△	△	△	標準仕様書
19	官公署届出書一覧(写し共)	○	●	○	●	標準仕様書
20	竣工図・施工図(製本)	○		○		
21	電子納品成果品(事前協議チェックシート、電子媒体納品書含む)	電子納品の範囲については監督員と協議による				鹿沼市電子納品ガイドライン
22	保全に関する書類(完成図、取扱い説明書、保証書等)	○	●	○	●	
23	その他	監督員が必要と認める資料				
		○:作成資料 ●:検査で確認する資料 △:該当する場合に作成する資料(検査で確認)				

※1 提出書類とは、施工に伴い作成する資料であって、完成時には現場とともに引き渡す書類である。

※2 1000万未満の総合施工計画書に記載する事項

- 1 工事概要
- 2 現場組織表
- 3 緊急時の体制及び対応
- 4 再生資源利用・利用促進(計画)書
- 5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)

※3 請負額100万円未満の工事資料については、工事写真と出来形のわかる資料とする。(施工計画書等は不要)

※5 建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用して登録した場合は、電子データの提出不要。電子データで提出する場合、国土交通省のホームページより配布している様式(Excel版)で作成する。

※6 インデックスプリントは監督員が指示した場合作成する。省略する場合は、検査時に電子データ(写真等)を確認できる用意をする。

※4 2. 請負者手持ち資料

No.	工事資料名	検査資料	備考
1	産業廃棄物マニフェスト	△	廃掃12の3、特記仕様書
2	交通整理員集計表及び伝票		
3	安全教育実施記録簿(写真添付)		安59、安則35
4	建退共証紙購入報告書・建退共証紙受払簿		中小企業退職金共済法
5	有資格者証写し一覧表(元請け、下請け)		安14、安則16
6	新規入場者教育実施記録簿(状況写真添付)		安59、安則35
7	KY 活動等実施記録簿(状況写真添付)		安則35
8	作業員名簿(自社・下請)		安30
9	社内パトロール実施記録簿(状況写真添付)		考査
10	安全協議会等の実施記録簿(状況写真添付)		標準仕様書、考査
11	工事カルテ(請負額500万円以上)		特記仕様書
12	創意工夫提案資料(状況写真添付)	△	考査
13	地域コミュニケーション、ボランティア活動記録(状況写真添付)	△	考査
14	使用機器車両の点検記録		
15	休暇期間の巡視計画書		

※4 請負者手持ち資料とは、発注者に提出を要しないもの。ただし、施工段階あるいは完成検査時に、必要に応じて確認を求められることがあるもの。(原本・原稿等提示)

建	建設業法
建則	建設業法施行規則
廃掃	廃棄物処理法
安	労働安全衛生法
安則	労働安全衛生規則
労基	労働基準法
契	鹿沼市建設工事請負契約書
標準仕様書	公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備編、機械設備編) 公共建築改修工事標準仕様書、 建築物解体工事共通仕様書
考査	考査項目別運用表

鹿沼市消防署栗野分署 非常用発電機燃料小出槽設置工事

図面リスト

番号	図面名称
E-00	図面リスト 案内図
E-01	電気設備 特記仕様書 (その1)
E-02	電気設備 特記仕様書 (その2)
E-03	発電設備改造特記仕様書
E-04	結線図
E-05	仮設発電機配置図



[案内図]

	一級建築士事務所 有限会社 モード設計事務所 〒322-0027 栃木県鹿沼市貝島町611-4 1級建築士第351618 橋本Aへ-2137 石川大悟	工事名称 鹿沼市消防署栗野分署 非常用発電機燃料小出槽設置工事
		NO 2024017
		担当者 石川 大悟
		図面名 図面リスト 案内図
		図面番号 E-00
		作成日 2024年9月30日
		縮尺 1:30

鹿沼市消防署栗野分署非常用発電機燃料小出槽設置工事

特記仕様書

I 工事概要

- 工事場所
鹿沼市 口栗野 1913-1
- 建物概要

建築物名称	構造概要	延べ面積 (㎡)	防火対象区分
消防庁舎	RC造1階建	760.99	(15)項 消防署

3. 工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称							
	消防署							
	栗野分署							
電 灯 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
動 力 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電 熱 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
雷 保 護 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
受 変 電 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電 力 貯 蔵 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
発 電 設 備	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
構内情報通信網設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
構内交換設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
情報表示設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
映像・音響設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
拡 声 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
誘 導 支 援 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
テレビ共同受信設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
監視カメラ設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
駐車場管制設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
防犯・入退室管理設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
火 災 報 知 設 備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
中央監視制御設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
発 生 材 処 理	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
構内配電線路	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
構内通信線路	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
テレビ電波障害防除	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

II 電気設備工事仕様

1. 共通仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工編）（令和4年版）」（以下、「**標仕**」という。）、**「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）（令和4年版）」**（以下、「**改修標仕**」）という。）、**「公共建築設備工事標準図（電気設備工編）（令和4年版）」**（以下、「**標準図**」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

（1）質問回答書（（2）から（5）に対するもの）

（2）現場説明書（建築工事仕様書含む）

（3）特記仕様書

（4）図面及び設計書

（5）標仕、改修標仕及び標準図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編纂の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」（以下、「**公仕仕**」という。）及び公共住宅改修工事共通仕様書（初版）（以下、「**改修公仕仕**」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

（1）質問回答書（（2）から（7）に対するもの）

（2）現場説明書（建築工事仕様書含む）

（3）特記仕様書

（4）図面及び設計書

（5）標仕、改修標仕及び標準図

（6）公仕仕及び改修公仕仕

（7）機材の品質・性能基準（令和元年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2. 特記仕様

（1）章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用する。

（2）特記事項に記載の（. . .）内表示番号は、標仕の当該項目を表す。

（3）特記事項に記載の（公仕仕. . .）内表示番号は、公仕仕の当該項目を表す。

● 一般共通事項

Q1 工事実績情報システム(CORINS)への登録（1.1.4）

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

Q2 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち1以上に加入する。
契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事事目的物）の引き渡しの翌日までとする。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

Q3 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。
保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

Q4 調査試験に対する協力

（1）受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
（2）受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

Q5 施工従事者

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

Q6 施工条件明示（1.3.3）

工事用車両の駐車場所　○敷地内　・敷地外
資機材の置場所　　○敷地内　・敷地外

Q7 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

Q8 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。
[工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]
万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。
なお、事故発生速報においては、休日、時間を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

Q9 交通安全管理（1.3.6）

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和6年5月31日以前：平成21年9月30日栃木県公安委員会告示第54号、令和6年6月1日以降：令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

Q10 環境対策

（1）騒音・振動対策
受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
（2）排出国ガス対策

受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（3）グリーン購入法

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業者毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。『グリーン購入法』という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

Q11 発生材の処理等

[発生土]
○構内指示の場所に数均し
○構外指示の場所にたい積
○構内指示の場所にたい積
○構外搬出指示の場所にたい積
たい積場所（ ）
たい積場所（ ）
○構外搬出適切処理
（処理場所は入札条件書(特記事項)による）
・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。
[発生土以外の発生材]
・引渡しを要するもの
○有 名称（ ）
●無
・特別管理型産業廃棄物
○有 名称（ ）
●無
処理方法（ ）
・再利用及び再資源化を図るもの
○有 名称（ ）
●無
・廃PCB等は関係法令により適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。
・六ふっ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令により適切に回収、処理すること。
・蛍光灯管、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理すること。

※上記に指定されていないものは、標仕1.3.9.(2) (x)及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。
（1）建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。

（2）建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
（3）建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
（4）建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
（5）建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

Q12 再使用機器

既存電源回路の絶縁測定を行い、記録したうえで再使用機器の取り外しを行うこと。
取外し前に、機器の機能及び状態を確認し、工事写真管理を行うこと。
機材に損体を与えないように取外し、適正に養生を行い、保管すること。
再使用機器取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうち取り付ける。

Q13 機材の品質等（1.4.2）

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。
なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編纂『建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

Q12 再使用機器

既存電源回路の絶縁測定を行い、記録したうえで再使用機器の取り外しを行うこと。
取外し前に、機器の機能及び状態を確認し、工事写真管理を行うこと。
機材に損体を与えないように取外し、適正に養生を行い、保管すること。
再使用機器取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうち取り付ける。

Q13 機材の品質等（1.4.2）

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。
なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編纂『建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

Q14 機材の検査（1.4.4）

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種類をあらかじめ協議すること。

Q15 下請負人の選定及び工事材料の選定

○受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
○受注者は、市内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

・16 見本施工（1.5.3）

○次に示す事項について、見本施工を実施すること。

・17 施工の検査に伴う試験（1.5.4）

各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。

・18 化学物質の濃度測定（1.5.7）

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。
測定方法　○パッシブ型　○アクティブ型
着工前の測定　○行わない　○行う
測定対象室　○図示　○図
測定箇所数　○図示　○
（住宅工事の場合は1戸戸当たり2室以上）
報告の様式等については監督職員の指示による

・19 化学物質を発散する建築材料等（1.5.7）

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。

（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（3）接着剤は可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。
（4）接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（5）（1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三种ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

Q20 完成図等（1.7.2.3）

●作成する　○作成しない

●完成図　●製本　提出部数　●2部　○部
複写2つ折り製本、見開きA2 1冊、見開きA3 1冊
●C D－R　提出部数　2部
●施工図　提出部数　1部
●保全に関する資料　提出部数　1部
公仕仕表1.7.2に定める戸内機材は、取扱説明書の添付及び用途表示をす。（公仕仕1.7.3）

Q21 施工図等の取り扱い（1.7.2）

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

Q22 電子納品

●適用基準は「鹿沼市電子納品ガイドライン（第5版）」とする
設計CADデータの貸与　○無　●有（著作権者 鹿沼市）
●貸与するCADデータを当該工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。
●書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

Q23 工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）」（令和5年版）」に準拠するほか、監督職員の指示による。

Q24 工事用仮設物

すべて受注者の負担とする。
構内につくることが　●出来る　○出来ない（ ）
仮設計画は、現場の状況を優先する。

・25 足場棧橋類（2.1.1）

○別契約の関係請負者が設置したものを無償で使用できる。
○本工事で設置とする。
○改修工事の場合は、改修標仕第1編2.2.2によるほか下記による。
○内部仮設足場等（ 種）
○外部仮設足場等（ 種）

Q26 工事用の電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。
電気主任技術者の費用（申請・試験・点検・検査・立会）及び引き渡しまでの維持費は本工事に含む。

・27 電気基本料金

本受電から工事完成引渡日（検針日）までの電気料金のうち基本料金は市負担とする。
同上、使用料金は請負者の負担とする。
なお、本電力は試験調整用とする。

Q28 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版独立行政法人建築研究所監修）による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。
（1）設計用水平地震力
機器の重量〔kN〕に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。
設計用標準水平震度

設置場所ほか		●特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 <p>屋上及び塔屋</p>	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
地階・1階	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

※1 水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器
○配電盤　○発電装置（防災用）　○交流無停電電源装置　○直流電源装置
○交換機　○火災報知器受信機　○中央監視装置　●燃料小出槽
○　　　○　　　○　　　○　　　○

上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
（2）設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時にたらくものとする。

Q29 不正軽油使用の防止対策

（1）本工事は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）を遵守すること。
（2）本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。また、県または市が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

Q30 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
（1）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
（2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
（3）資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
（4）さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に入りやすいことのないようにすること。
（5）過積載両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
（6）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
（7）「土砂等を運搬する大型自動車による交通安全の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
（8）下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
（9）（1）～（8）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

Q31 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

（1）鹿沼市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
（2）（1）により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
（3）発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

Q32 工事の一時中止

● 発電設備

○1 自家発電設備

(1) 発電装置の用途	●防災用自家発電装置（既存） <p>○常用自家発電装置</p> <p>○常用防災兼用自家発電装置</p>
(2) 原動機	種類 <p>●ディーゼルエンジン <p>○ガスエンジン</p> <p>○ガスタービン <p>○マイクロガスタービン</p> </p></p>
	始動方式 <p>●電気始動式 <p>○空気始動式</p> </p>
	起動蓄電池 <p>（●標準 <p>○長寿命型）</p> </p>
	冷却方式 <p>●水冷式（循環方式 <p>●ラジエーター方式）</p> <p>○空冷式</p> </p>
(3) 燃料	種類 <p>○A重油 <p>●軽油 <p>○灯油</p> </p></p>
	燃料小出タンク <p>（●本工事でて新設 <p>●専用 <p>○別途工事）</p> <p>（主燃料ﾀﾝｸ）</p> </p></p>
(4) 形式	●キュービクル式（○一般用 <p>●寒冷地仕様 <p>●低騒音仕様）</p> <p>○オープン式</p> </p>
(5) 発電種類	○普通形自家発電装置 <p>○即時普通形自家発電装置</p> <p>●長時間形自家発電装置 <p>○即時長時間形自家発電装置</p> </p>
(6) 運転時間	●本工事でて72時間以上とする <p>○時間</p>
(7) 配電盤	監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

・ 2 太陽光発電設備

太陽電池モジュール	○結晶シリコン系（○単結晶 <p>○多結晶）</p> <p>○薄膜系（○アモルファス <p>○CIS <p>○CIGS）</p> <p>○三相3線式200V <p>○单相3線式200/100V</p> <p>・JET 認証品とする。</p> <p>・JIS C 8955に基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。</p> <p>・OVGRの設置 <p>○有 <p>○無</p> </p></p></p></p></p>
接続方式	・太陽電池アレイ用支持物の荷重計算に係わる用途係数
その他	○極めて重要な太陽光発電システム
	○通常設置する太陽光発電システム

● その他工事共通事項

○1 施工調査

- はつり工事は事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
- アンカー工事等で既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。
- 配線・機器工事は、事前に絶縁抵抗、接地抵抗を確認し、監督職員に報告する。

○2 電線本数・管路

分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

○3 金属製露出管路

下記の露出配管は塗装を行う。

○屋外

○屋内（

）

塗装を行う場合、露出配管等は合成樹脂調合ペイント1種（JIS K 5516）2回塗りを行う。

亜鉛メッキ面は、エッチングプライマー1種（JIS K5633）による化学処理を行う。

溶融亜鉛メッキ電線管を塗装する場合は、監督員の指示による。

・ 4 呼び線（導入線）

長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。呼び線に行先表示を取り付けること。

・ 5 コンセント

図面に特記なき場合は、コンセント2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。図面に特記なき場合は、フロアコンセントはインナーコンセント型とする。

・ 6 一般照明の照度測定

○有

○無

・ 7 非常用の照明装置の照度測定

○有

○無

○8 キャビネット

○キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

構成部	鋼板の厚さ(mm)	
	屋内	屋外
側面部	1.6 以上	2.3 以上
底板		1.6 以上
屋根板		2.3 以上
仕切板		1.6 以上
ドア及び前面板		2.3 以上

○制御盤、分電盤の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.2㎡以下	1.2 以上	1.0 以上
0.2㎡を超えるもの	1.6 以上	1.2 以上

○端子盤・機器収納ラック等の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.1㎡以下	1.0 以上	0.8 以上
0.1㎡を超え0.2㎡以下	1.2 以上	1.0 以上
0.2㎡を超えるもの	1.6 以上	1.2 以上

○制御盤、分電盤、端子盤の仕様は下記による。

- ドアの裏面に図面ホルダを設け、盤完成図、該当盤より配線される範囲のコンセント配線施工図および照明配線施工図を収納すること。
- 動力盤には動力配線施工図を収納すること。
- 特記なき場合、鍵付きの盤はTAK60相当品とする。
- 特記なき場合、屋外盤の保護等級はIP44以上とする。（キュービクル式高圧配電盤を除く）
- 盤内配線は、エコマテリアル製とする。（技術的に困難な場合を除く）

●制御盤、分電盤、端子盤の線名札の表示項目は下記による。

- 幹線

表面：電源種別、電線サイズ	(例)3φ200V CET38sq
裏面：行き先	(例)CUB～L-1
- 分岐

表面：電源種別、電線サイズ	(例)1φ100V EEF2.0～3C
裏面：回路番号・名称	(例)③、Ⅱ
- 不要線

表面：以前の用途	(例)撤去 GHP 不要線
裏面：離線した年月	(例)2021年4月取外し
- 呼び線

表面：行き先	(例)3F天井裏PBX、事務室西面0-B0X
--------	------------------------
- 弱電幹線

表面：用途、電線仕様	(例)非常放送HP1.2-20P
裏面：行き先	(例)AMP～T-1
- 弱電分岐

表面：用途、電線仕様	(例)非常放送HP1.2-20P
裏面：行き先	(例)行き先、系統名、番号等

・ 9 接地極

○接地抵抗値は下記による。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○ 共同接地	EA, D	Ω以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組

			○図面特記による
○ 共同接地	EA, C, D	Ω以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組
			○図面特記による
○ A種接地	EA	10Ω以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組
			○鋼板式 (900×900×1.5t)
○ B種接地	EB	Ω以下	○EB (14φ) ×3 連 1 組
			○鋼板式 (600×600×1.5t)
○ D種接地	ED	100Ω以下	EB (10φ) ×1 (L=1,000mm)
○ C種接地	EC	Ω以下	EB (14φ) ×3 連 2 組
○ 高圧避雷器	ELH	10Ω以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組
			○鋼板式 (900×900×1.5t)
○ 避雷設備	EL	Ω以下	○EB (14φ) ×3 連 2 組
			○鋼板式 (900×900×1.5t)
○ 交換機用	E	Ωt以下	EB (14φ) ×3 連 組
○ 通信用	EAt	10Ω以下	EB (14φ) ×3 連 2 組
○ 通信用	ECt	100Ω以下	EB (10φ) ×1 (L=1,000mm)
○ 測定用	E0	—	EB (10φ) ×1 (L=1,000mm)

B種接地については、電力会社と協議する。

※印は、接地極寸法を示す。

(1) 接地極の埋設位置で、監督員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。

(2) 外灯の接地は

○各ポールごと

○専用接地線

・ 10SPD

SPD を

○低圧線路

○弱電線路

に設ける。

○電灯分電盤

○動力制御盤

○弱電盤

○図面特記参照

・ 11 ダブルナット

ねじ締め止め用嫌気性接着剤を使用すること

○12 あと施工アンカー

- あと施工アンカーは資格者にて施工すること
- 重量物、重要機器をあと施工アンカーにより施工するときは、原則としてケミカルアンカーを使用すること。
- 使用するアンカーのメーカーの施工説明書にならない、施工と写真管理を行うこと。
- アンカーの仕様書と施工説明書は耐震計算書に添付し承諾を得てから施工すること。
- 下記の順で写真管理を行うこと
 - 使用するアンカーのパッケージ・箱の写真
 - 使用するアンカーにノギス・スケールを当て、太さ・長さを確認できる写真
 - 穿孔深を確認できる写真（穿孔するドリルにマーキングし、必要な深さを穿孔していることが分かる写真）
 - アンカーの埋設深を確認できる写真（打設後のアンカーの埋設部分以外（基礎上部）の寸法がわかる写真）
 - 打設後のアンカーにスケールを当て、間隔を確認できる写真
 - ナットの締め付けトルク値とトルクレンチで締め付け状態を確認できる写真

・ 11 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高[mm]
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
”（頭場）	”	2,500

”（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床下～下端	1,500 以上
廊下通路誘導灯	床下～上端	1,000 以下
スイッチ（一般）	床下～中心	1,300
”（多機能トイレ）	”	1,100
コネクタ、電話用ﾌｫﾄﾚｯﾄ、直列ｺﾝﾂ	（一般）	”
”	（和室）	”
”	（台土）	”
”	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上～上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
開閉器箱	”	1,500
電磁開閉器用押しボタン	”	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
避雷接地用端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	床上～給油口	1,000
中間端子盤（E P S 電気室）	床上～中心	1,500
親時計	”	1,500(上端1,900以下)
子時計、スピーカ	”	（天井高）×0.9
アッテネータ	”	1,300
出退表示盤	”	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	”	1,300
インターホン	”	1,500
身体障害者用インターホン子機	”	1,100
呼出ボタン（多機能トイレ）	”	900
復帰ボタン（ <p>” <p>）</p> </p>	”	1,800
廊下表示灯（ <p>” <p>）</p> </p>	”	2,000
テレビ機器収容箱	”	1,800
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800～1,500
副受信機	床上～中心	1,500
自動報機器収容箱	”	800～1,500
発信機	”	800～1,500
警報ベル	”	（天井高）×0.9
表示灯	”	（天井高）×0.8
運動制御器（自動閉鎖）	”	1,500
ガス漏れ検知器（L P ガス）	”	300
”（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200

【備考】（天井高）×0.9 及び（天井高）×0.8 は天井高が2500～3000mmの場合に適用する。

・ 12 天井仕上げ表示

図面において、室名に（

）を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

・ 13 他工事との取り合い

別表－1による他工事との取り合いについては、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

工事名称	鹿沼市消防署栗野分署非常用発電機燃料小出槽設置工事	
図面名称／縮尺	電気設備 特記仕様書（その2）	図面番号
設計年月日	令和8年5月1日	E－02
設計者	鹿沼市	
発注者	鹿沼市	

（鹿沼市R6.4）



